

令和7年 第11回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年 11月28日

1 日 時 令和7年11月28日(金) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第40号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件

4 欠席委員 2番 中島委員、 12番 小澤委員、 16番 中込委員

5 議事録署名委員 8番 興石委員、 9番 岡田委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田 中 颯

7 閉 会： 午後4時40分

【事務局長】

それでは、第 11 回農業委員会総会を始めさせていただきます。
(相互に起立し挨拶)

会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしく願います。

【議長】

(会長あいさつとして、11 月 18 日現地調査で初めて全ての現地を見た感想。及び 11 月 26 日山日新聞の、山梨県コメ自給率 6 割、来年から水田再生事業に乗り出すとの記事の紹介。)

本日の出席委員は 15 名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第 1 議事録
署名委員の指名)

【議長】

日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名人は、8 番興石委員と 9 番岡田委員を指名致します。

(日程第 2 会期の
決定) 【議長】

日程第 2「会期の決定」を致します。

本総会の会期は本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がありませんので、本日 1 日と決定します。

(日程第 3 議事)
(報告第 25 号)

【議長】

それでは議事に移ります。

「報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規程 第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 12 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

竜王新町●●、面積 97 m²を●●の●●さんが宅地拡張するための転用の届出が提出されました。

現地は既に宅地の一部として利用されている状態であったため、申請

者に聞き取りを行いましたところ、今まで認識がなく、最近、地目が農地のままであることを知り、正規の転用届出を行うものであるため、経過理由書を添付したうえでの追認案件といたしました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 26 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 16 番から 17 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 16 番、地図公図は3ページ、4ページになります。

大埜●●、面積 3,553 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●で、令和 6 年 10 月 1 日から 10 年間、使用貸借により利用権の設定をしていましたが、同社の農業部門が別会社として独立し、その会社に借換を行うため合意解約をしたものです。解約届出日は令和 7 年 11 月 10 日です。

なお、当該農地は、この後の議案第 40 号の農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件の番号 28 番と同一箇所となります。

続きまして、

番号 17 番、地図公図は5ページ、6ページになります。

大久保●●、面積 5,600 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●で、令和 6 年 10 月 1 日から 10 年間、使用貸借により利用権の設定をしていましたが、同社の農業部門が別会社として独立し、その会社に借換を行うため合意解約をしたものです。解約届出日は令和 7 年 11 月 10 日です。

なお、当該農地は、この後の議案第 40 号の農地中間管理事業法に基

づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件の番号 29 番と同一箇所となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 38 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に番号 26 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号26番、地図公図は7ページ、8ページになります。

竜王●●外 5 筆、合計面積 1,966 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地は農用地区域外農地で、野菜や大豆の作付けを予定しています。所有機械については、耕運機、脱穀機等です。

現在は、利用権による賃貸借で耕作中です。

モニターの画像は北側から撮影したものです。

次に東側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。今月 18 日に会長を始めとする関係者で現地の調査を行いました。

調査地は●●の市街化調整区域内の一種農地です。農地利用集積計画に基づく賃借権一年間の期間が今月末のため 3 条有償移転により引き続き営農するための許可申請です。

譲渡人は実家がある白州に大きな農地があり拠点移動による省力化で農地縮小を考えており、譲受人は女性だけのグループですが引き続きこの地で有機栽培を行うことを目的としています。

調査時は大根・玉ねぎ・絹さや等が栽培されていました。事務局報告の耕運機の他に譲渡し人から借り受けたトラクターを自ら運転して耕作を行い広い農地を適切に管理していました。したがって今後の営農計画通りに適切な農地活用が継続的に行われると見込まれますため、特に問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。11月18日に会長、●●委員、市職員で現地調査を実施しました。

該当農地につきましては農用地区域外の農地で、現在譲渡し人と譲受人との間で利用権の設定の締結がされており、今回有償移転により野菜・大豆の作付けを予定しています。農地法3条の関係につきましては農地の機能を推進する観点から営農計画通りに基づいて実施するのであれば特に問題ないと考えております。よろしくご審議お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号26番を許可とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号27番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長。

資料は引き続き3ページになります。

番号27番、地図公図は9ページ、10ページになります。

岩森●●、面積1,264㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地は農用地区域外農用地で、水稻の作付けを予定しています。

所有機械については耕運機・チップー等で、今後乗用モアを購入予定です。

現在は利用権による賃貸借にて耕作中です。

対象地の内側にある●●(雑種地)も一体利用する計画です。

モニターは北東側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい●●です。今月 18 日、会長、副会長、推進委員、市関係者で
現地を確認してきました。

接道は車の多い幹線の道で、その平地で賃借耕作している親戚関係
ではない方に無償移転するということです。非常に良い場所で、現状
は稲を作られており、今後も田や野菜を作って耕作されていくという
観点から問題ないと考えております。ご審議をよろしくお願いいたし
ます。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい推進委員の●●です。

ここは相続した方が労働力不足ということで手放すというものですが、ま
たこの土地を使っていたとすることで農地が減らずによかったと思いま
す。なんの問題もないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

耕作放棄地が出ないということで、とても良いことだと思います。
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 27 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 39 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件」
を上程致します。事務局に番号 29 番の説明を求めます。

【事務局】

はい議長

資料 4 ページをお願いします。地図公図は 11 ページ、12 ページに
なります。

番号 29 番、竜王新町●●、面積 283 m²を●●の●●さんが、●●
の●●さんに所有権移転により、個人住宅 1 棟を建築するための転用
許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第 3 種農地

です。建築予定面積は 62.10 m²です。

給排水は南西側道路の上下水道本管に接続。雨水は浸透枳で処理します。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは南側から撮影した画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。番号 26 番と同じ関係者で調査を行いました。

調査地は●●建設予定地の 500mほど南下した場所にある市街化調整区域内の 3 種農地です。周囲に住宅が迫っており農地としての確保が難しいため個人住宅を建設することで耕作放棄地の解消につながると思います。汚水は公共下水道、雨水は浸透枳で自然浸透し、超過分を隣接する西側の側溝に排水するので、特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。11 月 18 日に第 3 条の現地調査の後、同メンバーで調査を実施しました。

該当農地は住宅等が連担する区域内的の 3 種農地で、現況は雑草等が繁茂している状況です。今回所有権移転による個人住宅 1 棟の建築申請で、給排水は上下水道本管に接続、雨水は浸透枳で処理する計画となっています。赤坂台中腹に位置し、現状が南北に傾斜していることから雨水土砂防止対策を行うことで特に問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 29 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当することに決定致します。

【議長】

続きまして、事務局に番号 30 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は引き続き4ページをお願いします。地図公図は13ページ、14ページになります。

番号30番、大袋●●、面積331㎡を●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借による個人住宅1棟を建築するための転用許可申請が提出されました。

現地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第3種農地です。

建築予定面積は92.74㎡です。

給排水は北西側道路の上下水道本管に接続し、雨水は浸透枳で処理する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●●です。11月18日、会長、副会長、他関係者で現地を確認させていただきました。

南側に●●があり、●●道沿いの広い土地に面した既に21軒ほど住宅が密集している丘陵地です。その中の畑にご子息が貸地の形で家をたてるということです。既に分譲するということで枠を組んでありますが、下水も市で確認とっていますということで、問題なかろうと思っています。ご審議をよろしくお願ひいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

●●ができたことで北側の農地が確か23戸だと思ったんですが区画されて、ここの農地だけをご子息に譲り渡すということです。

既に周り中新しい家が建っているので、なんの問題もないと思います。よろしくお願ひいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号30番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 31 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は同じく 4 ページで、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

番号 31 番、宇津谷●●、面積 119 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに所有権移転による宅地拡張のための転用許可申請が提出されました。

現地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第 3 種農地です。

譲受人は永年、申請地に隣接する宅地で居住しておりますが、既に宅地の一部として利用している申請地が農地のままであることを把握しておらず、最近、周囲から知らされた状況であり、所定の転用許可申請を行うにあたり、経過理由書を添付による追認案件となります。事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは北側から撮影した画像になります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。11 月 18 日に会長始め事務局と現地の確認に行きました。

この土地の西側は大きな中古車販売店になっています。●●さんは申請土地と一緒に自動車工場を営業していた状況でした。本人も気が付かずにこの度初めて農地だとわかり経過理由書を書くなかで申請がでている訳です。周りに工場や宅地があつたりしてもおり農地として使うのは困難です。今回の申請は問題なくできる範囲だと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。ここは建物に続く空き地といった所です。周囲への被害には責任もって対応するということでなら問題ないと思います。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 31 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に 番号 32 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は同じく 4 ページで、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

番号 32 番、宇津谷●●外 5 筆、合計面積 2,954 m²ですが、そのうち●●番は●●の●●さん他 1 名の所有地です。

また、宇津谷●●と●●の 2 筆が●●の●●さんの所有地。さらに、宇津谷●●、●●、●●の 3 筆が●●の●●さんの所有地で、その方々から●●の●●に所有権移転による建売分譲 11 区画にするための転用許可申請が提出されました。

全体計画面積は一体利用地を含めて 3,324.85 m²です。1 区画あたりの面積は 199.88～310.34 m²で、建築面積は 1 棟あたり 55.48～62.10 m²の計画です。

給排水は既設道路上下水道本管に接続。雨水は浸透枳で処理し、超過分は新設道路側溝に放流です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは最初に計画地の平面図を表示します。

次に航空写真を重ねた公図を表示します。

続いて北側からの画像です。

次に南西側の道路からの画像です。

最後が南側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。同じく 11 月 18 日に現地を調査いたしました。

市道の両サイドは宅地化が進んでおりまして今回の申請部分だけが農地として残っていて、分譲に当たっては特に問題ないとは思いますが、但し、分譲地の中の道の排水が下に降りてきて、その水が出てくるのが下の集

落の細い道の所という状況になります。最近は大雨が発生するのでその時分譲地の水が下の集落に入ってくると、集落の狭い水路では呑み込めない危険性が出てきます。南側の集落は一段下がっている状態ですから、下の住民からの苦情になることが考えられます。そのクリアーを是非開発の段階でしっかり対応していただきたいので、開発担当から業者に指導していただくようお願いしていただきたいと思います。

申請については特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 続いて●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 只今●●委員から細かい説明がありました。農産物の被害防除に努め、万一の時は譲受人が責任をもって対処するという旨でありますので、問題ないのではないのでしょうか。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
はい●●推進委員、どうぞ。

【●●推進委員】 公図の●●番地が計画地に入っていないですが、ここは所有者の同意が得られなかったということでしょうか。

【事務局】 はい、ここは同意が得られなかったとのことです。

【議長】 ●●委員が言ったように、雨水の排水については是非開発の時業者に徹底した指導をしていただくようお願いします。
その他何かありますか。

質問が無いようでございます。

番号 32 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

続きまして、番号 33 番の件ですが、●番●●委員に係る案件ですので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願い致します。

(●●委員、退席)

それでは、事務局に番号 33 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は5ページで、地図公図は19ページ、20ページになります。

番号 33 番、下今井●●外 86 筆、合計面積 28,514.19 m²を●●の●●さんほか 20 名から、●●に所有権移転による宅地造成のための転用許可申請が提出されました。

甲斐市事業の企業誘致に伴う双葉地区拠点工業団地の造成で、4区画になり所要面積は一体利用地を含めて 31,388.31 m²です。

計画地の造成に伴う許可申請になります。

給水は新設の上水道本管から。排水は合併浄化槽から敷地内水路を通じ隣接河川へ接続予定です。

資金証明書、農村工業等導入実施計画書、土地利用計画図、開発協議書、排水同意書等から、問題ないと考えられます。

- ・モニターは最初に全体計画図を表示します。
 - ・次に航空写真を重ねた公図です。
 - ・続いて西側から●●番地を中心に見た画像です。
 - ・続いて南西側から●●番地と●●番地の一部を見た画像です。
 - ・次に●●をメインに見た画像です。
 - ・次は●●側から●●方面への細い抜け道沿いに面する●●番地をメインに見た画像です。
 - ・最後が●●を●●側から見た画像です。
- 説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員 お願いします。

【●番 ●委員】

はい、●番●です。11月18日に会長始め関係者で現地確認いたしました。

市の工業団地の拡張の中で今回申請が出てきたという事案です。ここは優良農地の部分ですので、耕作者さえあればきちんと有効活用できるエリアですが、半分近くが耕作されていない状況でした。そのなかから市により工業団地を誘致するということで事業拡張を進めた経緯だと理解しています。今回の審議の中で農業委員会として特に異議を申し立てるほどの問題はないと思います。

ただ一点だけ市にお願いしたいのが、これだけ大きな事業計画ですが、今回の審議で初めて工業団地の拡張だということを知った農業委員も多いと思います。毎月農業委員会をしているので時期をみてこういう事業計

画があるという説明をできれば事前にしてほしいと思います。●●ができる時にも同じような経緯がありました。ほとんど建物が出来上がってから農業委員会に掛かってきた、というのでは農業委員会の果たす意味がなんなのか疑問視される所であります。こういった市や県の計画があれば事前に農業委員にもその情報提供をお願いしたいと思います。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

市が双葉工業団地を誘致するために農地を取得するものです。

農地の現況ですが背の高い雑草が繁茂している状態で、周辺には隣接する民家や建物等はありませんが、昔の家具店舗は残るようです。

農道が上と下に 2 本ありまして大変狭いもので拡張か新設することになると思いますが、しっかりした道路を造っていただきたいと思ひます。

給水は新設の上水道本管からで、排水は合併浄化槽から水路を通じて隣接の河川へ流すということですが、問題がないようにしっかり対応していただきたいと思ひます。よろしくご審議お願ひいたします。

【議長】

私も思ったのですが、3 ヘクタールの大きな工業団地です。事前に農業委員会の方にも情報提供してもらえよう事務局から担当課に伝えていただきたい。また農道の付け替え用途廃止が出ると思ひますので、その計画図も見たいと思ひます。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしやいますか。

はいどうぞ。

【●番 ●●委員】

広い土地で企業誘致と言っているんですが、どういう企業を誘致しようとしているのか。事業によっては洗浄等でいろんな薬品を使う場合があります。下の方ではまだ農業をしているので、水質汚染とかが気になる場所です。企業も選んでいただいて、汚水等が流されないようにその中身についても良くチェックしていただいて、企業を選択する時にはどういう内容か農業委員会にも説明していただきたいと思ひます。

【議長】

是非事業計画図等について農業委員会にも提示して説明もしていただく手法をとってもらえれば有り難いと思ひます。

その他何か質問ありますか。

【●番 ●●委員】

企業誘致と言いますが、具体的に来る企業というのは決まっているんで

すか。ただ工業団地を造って待っているのですか。そのへんの計画はどうなっているのですか。市が農地を取得して工業団地を造って誘致するという事は、具体的に来る会社を分かっていると思うのですが、情報としてももう少し早い時期に市民に知らせた方がいいじゃないかと思えます。

もう一点、面積は3丁歩あるようですが、大臣許可とか県知事の転用許可はこの面積ではいいということですか。

それから、価格はいくらで回収したか分かりますか。教えてください。

【事務局長】

業者が決まっているかどうかですが、現時点では決まっておられません。ただ手を挙げる業者があることは確かだということは聞いています。ただしこの場でその業者をお伝えすることは出来ないのです、申し訳ありませんがご了解をお願い致します。

面積による手続きですが、市の農業委員会で許可相当であるということを確認してそれを県に上げます。県でOKであれば許可されるということになりますので他の案件と変わりがないものです。

価格については承知していないところでありお答えできないので、申し訳ありませんご了解いただきたいと思えます。

【●番 ●●委員】

企業が来るかどうか分からなくて農地を市で取得して今から誘致するというのでは、企業が来てこうなると分かっていたらいいが、市民とすればその前になぜ市で取得しなければならぬのか、その根拠を聞きたいです。

【事務局】

具体的に企業が決まっているかということですが、正式に決定している訳ではありませんが、一応入る予定はこの方というのはあります。ただその企業の経営拡大の意向が透けてしまうので具体的な企業名はこの場で発言することができません。担当課のほうでは入る企業が分かっている形です、そこが具体化したことから転用の許可が出せるということになります。

まったく決まっていなくて進めている訳ではなくて、入る候補先はあるのですが、ただ何処かというのはまだ申し上げられない状況でございます。申し訳ありません。

面積についてもそれにはこれだけ必要だろうということになってきているということです。

【●番 ●●委員】

汚水の問題があるので、製造業とか食品業とか業種くらいは言えるのではないですか。

【事務局】

今回農工法という法律に基づいて造るのですが、農工法の法律で指定

されている業種になります。製造業だったかについては確認して改めてご返答ということをお願いします。

【事務局長】 一つ補足します。排水污水の件については農業委員会として当然意見が言えることですから、企業選定について改めて担当課に問題が出ないように伝えますので、ご了解をお願いします。

【議長】 今後どういう企業が入るのか農業委員会に是非報告していただけるようお願いします。

この場では第 5 条の許可申請ということで農地を宅地にして企業誘致するという申請で、農業委員会ではそこまでなのですが、開発担当からの事業計画を把握させていただきたいと思います。

他質問ありますか。

【●●推進委員】 今回これが許可相当となった後、担当課から来てもらって計画図を農業委員会に出して説明してもらうことは可能なんでしょうか。そういう予定はあるんでしょうか。

【事務局長】 許可相当をいただいてその後の報告につきましては、総会にかける事ではないかと思しますので、事業計画が決定した後、全員協議会で説明の機会を設けさせていただければと考えます。その方向で進めることでよろしいでしょうか。

【議長】 事業計画ができた時に全員協議会で説明を行うことでよろしいですか。

他に質問が無ければ採決したいと思います。

番号 33 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは、●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

●●委員にご報告致します。番号 33 番は許可相当とすることに決定されましたので、お知らせ致します。

続きまして、事務局に 番号 34 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料は10ページで、地図公図は21ページ、22ページになります。

番号34番、宇津谷●●、面積464㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに所有権移転による個人住宅1棟を建築するための転用許可申請が提出されました。

計画地は、住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第3種農地です。建築予定面積は95.40㎡で、給排水は東側道路の上下水道本管に接続。雨水は浸透枳で処理する計画です。資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。11月18日に正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。

●●地区と●●地区のメイン道路の横の土地で、上下水道の本管が走っている所です。道路の反対側には購入する●●さんの親の家もあります。周りに住宅ができておりますが西側にはまだ農地も残っていますのでそちらには迷惑を掛けないことや、すぐ横を農業用水路がありますのでその確保がされるということで、問題ないかと思えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】

続いて●●推進委員、お願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

この通りには田んぼがたくさんあったんですが、通りの周りに家が出来てきまして道向かいには親の家もあるということです。西側には農地が残っていて、農業用水も確保するとのことですので問題ないかなと思えます。審議よろしく願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号34番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致し

ます。

【議長】 続いて、事務局に番号 35 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく 10 ページで、地図公図は 23 ページ 24 ページになります。

番号 35 番、西八幡●●外 3 筆、合計面積 276 m²を●●の●●さん、及び同じく●●の●●さんから、●●の●●に所有権移転による道路拡幅を行うための転用許可申請が提出されました。

計画地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第 3 種農地です。市街化区域と市街化調整区域の境付近になります。

拡幅を予定している計画地の奥で今後、開発を行う計画があるため、事業に先立ち幅員 6 m の道路を確保するための転用計画で、工事後、道路用地の市への帰属については承諾をいただいています。

事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは、まず全体平面図を表示します。

続いて航空写真の重ね図です。

次が、南東側から見た拡幅道路の終点付近となる●●の画像です。

次に●●と●●を西側から見た画像です。

最後に交差点の隅切り部分となる●●を東側から見た画像です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

現地調査の報告ですが、●●委員が急用で総会に出られなくなりましたので、本人からメッセージをもらっています。

現地を見た結果問題なし、ということで報告を受けています。

次に●●推進委員、お願い致します。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。現地調査につきましては去る 11 月 18 日に会長他関係者で行っています。

西八幡●●外 3 筆を公衆用道路として転用するものです。申請地を挟んで道路水路がある公図の●●番地は市街化区域になります。市街化区域の中に耕作放棄地もあります。この道路を拡幅して土地の利用ができることもあり、道路を広げた所は市街化調整区域になるわけですが市街化調整区域の中に入る道も狭いのでこれを広げて耕作しや

すいようにしたいという考えもあると思います。既存の道路を拡幅して市に帰属するというのですし、有効的な活用ができるものだと思いますので特段問題ないと考えています。よろしくご審議をお願い致します。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
はいどうぞ。

【●番 ●●委員】 転用して市に帰属させるということですが、その後宅地等計画して道を広げるのではないかと危惧します。民間企業がなぜ拡幅するのか疑問に思うのですが、そのへんはどうなんですか。

【事務局】 今回拡幅する道の終点の奥の方で今後事業計画があり、そのため6mの道路が必要になりまして事前に道を拡幅するという内容です。

【●番 ●●委員】 北側を宅地化する等の計画があるならそう説明しないとダメではないですか。民間企業がなぜこんなことをするのか疑問に思いますよ。ただ道を造って市に寄付しますという話ではないんだから。民間がただ道を広げて市に帰属させるような、自分にプラスがない事をやらないはずですから、企業が利益を得るために宅地を造るという話になるわけですね。そういうことは事前に説明して、計画があるということをきちんと説明したほうがいいと思いますよ。そのへんは注意して欲しいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 説明不足で申し訳ありませんでした。
現状把握しているのは奥の西側で、南側については今の所計画はございません。

【議長】 市で資金を出さなくて、会社でそういうことがあると思いますが、そこは加味していただきたいと思います。よろしいですか、●●委員。

その他何か質問ありますか。

質問が無いようです。

番号 35 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

(議案第 40 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 40 号 農地中間管理事業法に基づく農地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に番号 25 番から 30 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 11 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。

公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号 25 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

竜王●●外 2 筆、合計面積 2,362 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。水稲の作付けを予定し、無償による貸借で、市の集積計画期間の満了に伴う借り換えになります。

続きまして、

番号 26 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

竜王●●、面積 1,116 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。水稲の作付けを予定し、無償による貸借で、市の集積計画期間の満了に伴う借り換えになります。

続きまして、

番号 27 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

宇津谷●●、面積 1,240 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画作成案の送付を受けました。葡萄の栽培を予定し、無償による貸借です。

続きまして、資料 12 ページをお願いします。

番号 28 番、地図公図は戻っていただきまして、3 ページ、4 ページになります。

こちらは、先ほどの報告第 26 号、番号 16 番において合意解約の議決をいただいた案件の土地を新たに貸借するものであります。

大袋●●、面積 3,553 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 14 年間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

桃の栽培を予定し、賃借料は 10a あたり●●円です。

なお、この●●は、前借主である●●の農業部門が新たに独立した新会社となります。

続きまして、

番号 29 番、地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

こちらは、先ほどの報告第 26 号、番号 17 番において合意解約の議決をいただいた案件の土地を新たに貸借するものであります。

大久保●●、面積 5,600 m²を●●の亡き●●さんの相続人代表者●●さんが、●●の●●に畑を 15 年間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。葡萄の栽培を予定し、賃借料は 10a あたり●●円です。

なお、この●●は、前借主である●●の農業部門が新たに独立した新会社となります。

続きまして、

番号 30 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

恐れ入りますが、ここで 1 箇所資料の訂正をお願いしたいのですが、右側の欄の貸借期間が、令和 8 年 1 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間であるにもかかわらず、年数が 5 年の表示となっておりますので、5 年を 10 年に訂正いただけますようお願いいたします。申し訳ございません。

宇津谷●●、面積 2,415 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 10 年間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。葡萄の栽培を予定し、賃借料は 10a あたり●●円です。

市の集積計画の期間満了に伴う借り換えになります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 25 番から 30 番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号 25 番から 30 番までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 4 時 4 0 分閉会